# 法制化と政治的公共性

## 鈴木宗徳

戦後ドイツを代表する政治哲学者, ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen Habermas) の膨大な著作を俯瞰する時、その学問的成果として筆頭に挙げら れるべきは、〈コミュニケーション的行為〉の社会学的・哲学的基礎付けを思 想史的課題の中で遂行した大著『コミュニケイション的行為の理論(Theorie des kommunikativen Handelns)』(1981) および、それに続いて討議倫理学 (Diskursethik) を具体的に展開した『道徳的意識とコミュニケーション的行 為(Moralbewuβtsein und kommunikatives Handeln)』(1983) であろう。 二十世紀が終わりに近づきつつある現在も,一我が国での常識を超える程の一 政治的発言を繰り返すことでなお第一級の知識人としての存在を顕示しつつ、 かつ相互批判的討議の只中で自己の理論をさらに彫琢してゆくことを怠らない ハーバーマスであるが、その基本的立場は上の二著作に示されたと言ってよい だろう。しばしばニクラス・ルーマンやポスト・モダニストたちとの華々しい 論争で話題をさらった彼は.「哲学者ハーバーマス」あるいは 「理論家ハーバー マス」の力量を印象づけるが、これらの著作を通底して流れる関心は、やはり あくまで近代社会をめぐる実践的・政治的な危機意識であり、全ての理論的著 作は、その政治的問題設定から直接あるいは間接的に演繹可能なものである。 その問題設定は,彼の実質的処女作であり,その名をひろく知らしめた教授資 格論文『公共性の構造転換(Strukturwandel der Öffentlichkeit)』(1962) の中に鮮明に示されている。それは,福祉国家(=社会国家)的状況における 政治的(批判的)公共性の馴化という問題である。その後『コミュニケイショ ン的行為の理論』に至るまで,彼が選択する理論言語は大幅な改訂を余儀なく され,同時に問題の定式化のされ方も変化する。しかしその背景には,一本論 文がその抽出を試みるように――貫して流れる彼の政治意識が存在し、これこ

そが歴史的に規定されたものとしての〈現在〉を表現する際の彼の様式なのである。本論文で筆者は、ハーバーマスの捉える政治的問題が基本的には変化していないことを確認しつつ、それが次第に「問題設定」として洗練されてゆく様を確認したい。それはまた、問題解決の処方箋さえも問題設定の仕方に一にして懸かっていることを、背面から照射することになるであろう。

#### 1. 市民社会における公権力と主体の成立―『公共性の構造転換』①

『公共性の構造転換』が公刊されたのは1962年であるが、1990年にハーバー マス自身の手によって新たな「序言」が付け加えられている。その中にも明ら かなように、同書での若きハーバーマスの筆致は、それ以降の彼の諸著作とは 明らかな対照をなす。それは、今日的な政治問題の解決への彼の意志が粗削り ながらも直截に表現されているということのみならず、その方法自体が政治思 想史的叙述スタイルと歴史社会学的叙述スタイルの交差の上に成り立っている という特徴である。ハーバーマスは同書において、「市民的公共性(bürgerliche Öffentlichkeit:市民的公共圏)がはじめに〈文芸的公共性〉として、次いで そこから派生する形で〈政治的公共性〉として成立する様を、歴史実証的に描 き出す。この市民的公共性は、やがて「19世紀の最後の四半世紀以来」の福祉 国家 (=社会国家) 的「構造転換」の中で崩壊への道を歩みだす。彼の実践的 関心からすればこの崩壊の問題を明るみに出すことがむしろ重要なのであるが、 しかしその実践的関心を裏打ちするのは、あくまで歴史的な一時期においてで はあるが、政治的公共性が公権力に対する「批判」の役割を果たすものとして 機能し得た、という歴史的事実である。そこでまず、この市民的公共性、特に 政治的公共性が成立するに至る経緯とその構造的本質をハーバーマスの叙述の 中に跡付けることにしよう。

「公共性」がそもそも意味していたのは、「代表的具現」である。すなわち、封建君主が印章、風貌や厳格な作法を用いて、その位が「公的」なものであることを表現するのである。それは最終的には絶対王政の時代の国王の宮廷の中でその意味を際立たせるが、同時にそれは国家権力という意味での公的なものからは分離されることになる。しかし、代表的具現がなお「公的」であるのは、「教養ある」市民にとって、生産的機能を離れた彼岸にある志向対象としてそれがなお意味を持っていたからである。しかしこの時代既に、市民が独自の公

共性を成立させる動きが胎動し始める。画期となるのは商品交易と情報流通の 発達、特に郵便と新聞の浸透であり、その背景となるのが、重商主義の時代に、 領邦経済と近代国家が歩調を合わせて発展するという事態である。「身分的諸 権威が国王の権威によって陪臣化されるにつれて具現的公共性は衰退していく が、これに代って近代的意味における公共性の名と結びついた新しい圏が地歩 を得てくる。それは公権力(öffentliche Gewalt)の勢力圏である。これは、 恒常的行政と常備軍というかたちで客体化される。今や、商品と報道の流通の 恒常性(取引所と新聞)に対応して、国家活動が常軌的になるわけである。公 権力は強化され,それに向かい立つ人々はただそれに服従するのみで,そこに さし当たっては否定的にのみ自分の規定をみいだす人々にとっての、あからさ まな対立物になるのである。というのは、彼らは私人であり、いかなる官職も 占めていないが故に公権力への参与から閉め出されているからである。「……] 領主権は『内務行政』(Polizei) へ転化し、これに包摂された民間人たちを、 公権力の受け手としての公衆たらしめる | [SdÖ, S.74-5/p.29-30]。ここでハー バーマスは、〈公権力-私人が構成する公衆〉という対立軸を提起している。 経済的な観点からは、この対立軸は「政府の対応物としての市民社会の構成! とも表現される。その後、その後者(公衆/市民社会)の内部に、公権力の公 共性に対し批判的たる公共性が胚胎してゆくことになる。

市民社会において再生産過程は私有化されるが、同時にそれは家政から独立した「社会的なもの」の圏として成立し、またそれは政治からも独立した「社会」の分化をも意味する。そこで市民的公共性成立の契機となるのが、新聞である。情報交換は商品取引の需要と連関して発達するとともに、情報そのものも商品となる。しかし、同時に公権力の側も命令を発する媒体として新聞を利用し始めることから、私人は本格的に受容者たる「公衆」ともなる。その中心は、教養ある身分としての「ブルジョア」という新しい層であり、後の「読書する公衆」の核となる集団である。再生産領域に対する国家の干渉が始まると同時に政府の公示は反響を引き起こし、公衆に市民的公共性の担い手としての自覚を促す。すなわち、公衆による一新聞を機能替えすることによる一公権力に対する「批判」の開始、市民的公共性の創出である。

しかし、この新しい公共性に参与するのは、あくまで「私人」であり続ける と規定されている。公権力に対置される私的領域の内部にこそ、市民的公共性 が発達するのである。ここでハーバーマスの謂う私人とは、その自己理解が 「小家族の親密な生活圏における | 「私的経験にみちびかれていること | のうち 存する、すなわち生活のための労苦を外部化した「満ち足りた自由な内面性」 を備えているという近代的な意味での私的存在である「SdO, S.87/p.47]。 主体性を創出する近代家族という原理、これは、一後述するように一家父長で あり財産主(=有産者!)であるものが「人間」一般の役割を担いうるという 原理を表している。彼らは先ず、〈政治的公共性〉の先駆形態でありその生成 の土壌となる、〈文芸的公共性〉を創出する。彼らは文化についての私的経験、 すなわち文学・美術・演劇・音楽について論議する。娯楽から討議が生まれる。 文学・芸術が市場を媒介として容易に入手可能となる時代、それらはもはや権 威を喪失し世俗化されている。すなわち、批判的にとりあげることが可能とな るのである。その場を提供するのが、一新聞と並んで一コーヒー・ハウス、サ ロン,会食クラブである。コーヒー・ハウスを発達させたのは,17世紀のイギ リスである。そこには、貴族から手工業者・小売商人までが一許されたのは男 性のみであるが―参加していた。同時代のフランスにおけるサロン、ドイツに おける会食クラブも、身分を越えた討論の場となった。しだいに集会は秘密結 社の形から開放的団体へと姿を変え、加入に際して儀礼が果たす位階的役割は その位置を失い、公職に基づく権威や経済的権威に代わり、「人間(homme)」 としての対等性が尊重されるようになる。

公衆による討議はますます開放されてゆく。「そのつど公衆がどんなに排他的であったとしても、それが全く扉を締めきって徒党として結束することは決してありえなかった。なぜなら公衆はすでにいつも、読者や聴衆や観客として財産と教養さえあれば「傍点は引用者」、市場をつうじて討論対象を入手できるすべての私人から成る一層大きな公衆のただなかに身をおき、その中で自己を理解していたからである」[SdÖ, S.98/p.57]。グループとしては依然小規模であっても、彼らは公衆の代表者たることを自覚し、また芸術の批評を通じて公衆の教育者たることを自任していた。その様は、18世紀に発展した芸術批評と文化批評の雑誌のうちに読みとることができる。

論議する私人たちの経験は、既に述べたように家父長的な小家族の親密圏に その基礎をもつ。しかし、ハーバーマスはそこにある種の倒錯を見出す。「家 族サークルの圏は、すべての社会的連関から遊離した純粋な人間性の独立領域

として主張されがちであるけれども、それは労働と商品交易の圏に依存してお り、独立性の意識そのものも、その親密領域が市場の私的領域に事実上依存し ていることから理解されうるのである。ある意味では、商品所有者は自分を自 律的なものとして理解することができる。彼は、国家的な指令や管理から解放 されるに応じて、「……」一見市場に内在する合理性に従って機能する匿名の 法則のみに服従している。「……」その経済的起源をみずから黙秘する私的自 律、みずから自律的と思い込んでいる市場参加者たちのただひとつ実行する自 律の領域の外での私的自律、これは当然のことながら市民的家族にもそれの自 己意識を帯びさせる。市民的家族は、自由意志に基づき、自由な個々人によっ て創出され、強制無しに維持されているようにみえる。それは、二人の男女の 特続的な愛の共同体に基づいているようにみえる。それは、教養ある人格性の 特徴をなすすべての能力の非打算的な発展を保証するようにもみえる。自由意 志、愛の共同体、教養―この三つの契機は、人間性そのものに本具のものであ ると説かれて、まことにその絶対的地位をはじめて形成する、フマニテートの 概念へと結集する」[SdÖ, S.110-1/p.67]。ここには、のちのハーバーマスの 理論を根底で規定する考え方が、彼のアンビバレントな評価とともに表現され ているように思える。すなわち、自律的に運動する政治・経済とは分離した独 自の領域として,理念として歴史上初めて登場する「人間」一般という概念が, 一方で前二者への批判を可能とする基盤でありながら、同時に私的経済への依 存を不可避としていたこと。これは、後述する〈福祉国家的転換〉後の政治的 公共性の運命をも規定する問題である。更に言うなら、「人間一般」という概 念が、本来的には教養と財産を必須とするという事実上の有資格者による自己 欺瞞―ブルジョア・イデオロギーあるいは家父長制的イデオロギー―であった ことをここに読み取るのも、的外れではあるまい。ハーバーマスはこう続ける。 「市場と自家経営における財産所有者の自立性には,家父長に対する妻子の従 属関係が対応していたのである。前者における私的自律は、後者においては権 威へと転化し、標榜された個々人の自由意志は幻想に帰する」。これは、後に ハーバーマス自身が構想する政治プログラムの問題を検討する上で,重要な点 である。

さて、ここでハーバーマスの分析が興味深いのは、自由、愛、教養という市 民的人間性の自己理解とそれに基づく主体性の発展の基盤を、「手紙」のうち に見出すことである。これは,後に登場するマスメディア(特に電子メディア)と印象的な対比をなす。経済活動から自立した純粋な人間同士の相互関係という自己理解を表現し,またそれを育てるのが手紙である。手紙は報道の媒体であることをやめ,「心情の披瀝」の器となる。相互の情熱的な共感関係をとりもちつつも,同時に書き手の冷静な自己観察を必要とする手紙は,市民にとっては主体性を陶冶する場であったのである。それはやがて,一文通・日記・自伝のかたちで一文学として公開される。著者と読者の間にあるのは,感情移入と自己認識とに心理的に関心を持つ私人相互の関係である。文学の中で描写された私的人間関係は,現実の親密圏に反省的に影響する。この私性と公開性とが往復する過程が,論議する公衆を育成するのである。

#### 2. 政治的公共性の創出と立法のパラドクス―『公共性の構造転換』②

公権力に対する批判的公共性、すなわち政治的公共性は、文芸的公共性の機 能変化として成立する。ハーバーマスは、政治的公共性におけるフマニテート の理念一自由、愛、教養一があくまで親密圏に起源をもつことを強調する。議 論を先取りするなら、いわば、この親密圏の瓦解こそが―さらに議論を先取り するなら『コミュニケイション的行為の理論』における、法制化(Verrechtlichung)という手段による〈生活世界の植民地化〉が一、政治的公共性を骨抜 きにするのである。当時すでに一古典古代ギリシャとは異なり一近代的公共性 にとって論議されるべきは、「社会の公民的課題 | すなわち商品流通への不干 渉であったため、彼らが批判・反抗の盾とするのは親密圏における諸権利であ る。「親密圏は市場の圏から独立であると思い込まれるが、実は市場の要求に 深く巻き込まれている。「……」市民は私人としては財産と家人の所有者であ るとともに人間同士としての人間であり、すなわち市民(bourgeois)と人間 (homme) とを一身に兼ねている。このような私生活圏のアンビバレンツは、 公共性においても示される。すなわち、私人たちが文学的論議において人間と して彼らの主体性の諸経験について自己理解を求めるか、それとも私人たちが 政治的論議において財産主として彼らの私有圏の規制について自己理解を求め るかの、いずれかに応じてである。この二つの公衆の形態の人的構成範囲も、 決して全く合致するわけではない。婦人や非自立人は、事実上でも法律上でも 政治的公共性から排除されていた。[……] 十分に発達した市民的公共性は、

☆ た し で 集合 し た , 財 産 主 お よ び 単 な る 人 間 と い う 二 つ の 役割 を 演 じ る 私 人 た ち の 擬制 的 同 一 性 に 基 づ い て い る の で あ る | 「SdO , S.120-1 / p.77]。

政治的公共性が初めて成立するのは、17世紀の後半のイギリスである。次いで、フランスでは18世紀の半ばに動きが始まる。この時代の議会と新聞、そしてコーヒー・ハウス等の発展の様相を、ここで詳細に跡付けることはしない。ただ確認しておくべきは、ハーバーマスが、政治的公共性がついに成立をみたことを評して、「公論は或る事態をめぐる論議の戦いにおいて形成され、もはや素朴にせよあるいは大衆操作的にせよ、個々の人物への常識的な賛否のムードにおいて無批判に形成されるものではなくなる」[SdÖ、S.133/p.96] と述べている点である。のちに福祉国家的状況の中に大衆操作的大衆民主主義の成立をみるハーバーマスにとっての、現実と対比されるべき歴史的事実、あるいは彼自身が実践的に立脚する抵抗の基盤が、この一文に表されているとみて構わないであろう。

さらにここで重要なのは、新しく成立した政治的公共性の機能的位置値であ る。市民社会の発展史は、商品交易と社会労働が国家の統制から解放されてゆ く過程と理解されるべきである。絶対主義の下では市場の自由は達成されず, 再牛産の圏が純粋に私人相互の問題となることはなかった。この「市民社会の 私有化」が最終的に達成された状態の中、市民的法治国家において公共性が政 治的機能を引き受け―議会制を通じて―その組織原理となるということは,市 民社会が、公共性を国家と己を媒介する機関として利用することにほかならな い。市民社会の私有化は、重商主義政策にその端を発する。それは、市場の固 有法則性に従って再生産過程を自律的に発展させようとするものだからである。 すなわち、市民社会は「自由競争の体制には自動調整能力がある」ことを理念 として信仰し、経済外的権威の干渉を排除するのである。それは、私法が法的 関係を自由な私的契約と見做すこと,すなわち自由な関係をモデルにすること のうちに端的に表れている。同時に、自由な人格の身分も法的に保証される。 これは、「市場における商品所有者、公共性における教養人の、原則的対等性 に対応するものである」[SdÖ, S.143-4/p.106]。その他,市民社会と法治国 家は、公共性を媒介として様々な個人主義的かつ自由主義的な法的保証を生み 出す。

しかし、経済外的権威からの干渉を排除することのうちにはすでに一法それ

自体が持つ一アンビバレンツが存在することを、ハーバーマスは指摘している。 人民代表の参加の下で成立したものを法律と規定するなら、法律には人民代表による支配、すなわち「実力によって貫徹された支配要求」という契機が入りこむ。しかしながら、法則としての法は、同時に市民社会的理念の発露として、支配一般の解消をも目指しているのである。ハーバーマスの説明を読む限り、これは法の自己矛盾であるとともに、公共性それ自体の本源的自己矛盾と考えられる。すなわち、これは政治的公共性が力を失った一まさにこの問題の故に力を失った!一福祉国家段階においても、問題は潜在化して残存し続けているはずである。権力による支配の解消を志向する公共性が、立法を介して権力を生み出してしまうという根本的なパラドクス。最後に述べるように、この問題に対し『コミュニケイション的行為の理論』段階のハーバーマス自身も、有効な解答を与えていない。

ともかくもこうして公共性は、様々な基本権を勝ち得る。その内容は、思想・表現の自由、印刷の自由、集会結社の自由、請願権、平等の選挙権、投票権といった公共性の圏にかかわる保証と、人身の自由、住居の不可侵性、法の下の平等、私有財産の保護といった私的な圏あるいは親密圏にかかわる保証である。公共性を保証する基本法は、公共性それ自体が組織的原理として確立したことを意味しよう。しかし、なおその背後には基本権への要求が国家を媒介として権力を生み出すというパラドクスが存在することを指摘しておこう。

公共圏が基本権をもって自らを画定する際の理念は、すべての「人民」を法治国家の主体と認めることである。しかし現実に公共圏を構成していたのは、少数の「読書する公衆」すなわち財産(=市民)と教養(=「人間」)を備えたブルジョアである。読書する公衆が「公益」と見做したのは、彼らの階級的利害関心でしかなかった。しかしまた、彼らが依って立つ自由主義経済モデルは、理念的には万人がこの〈市民/人間〉の地位に就きうることを保証するものである。かくして、ブルジョア・イデオロギーとは、イデオロギーでありながら自己を越え、一切の支配を止揚するという理念を備えていたものとされるのである。これを矛盾ととるか外面的なパラドクスととるかは、ハーバーマスの文面からも明らかではないが、ともかく、歴史的事実として結末は「支配は不必要とはされなかった」のである。

#### 3. 福祉国家的構造転換と政治的公共性の危機―『公共性の構造転換』③

「19世紀の最後の四半世紀以来」,福祉国家(=社会国家)的な干渉政策の増大によって,社会の「再封建化」が始まる。これこそが『公共性の構造転換』で主張されるテーゼである。このテーゼの射程を検討する上で,ここでは便宜的に,1. 福祉国家的干渉政策の直接の影響と,2. マスメディアを用いた広報による大衆操作という間接的影響との二つを分け,順に論じてゆくことにしよう。

これまでの説明を図式化すると、市民的公共性創出の過程は、国家の統制か ら社会的再生産の圏が分化・自立化してゆく過程と捉え直される。干渉政策の 増大は,この過程の逆転を意味する。社会的再生産の圏,すなわち「社会的な るもの」の自律は、統制・制限されてゆく。しかし、新しい干渉主義を推進す る国家とは,市民社会の利害を反映したその延長上に成立したものでもある。 民間では決着不可能な利害衝突が政治の圏に移し替えられ、さらには民間団体 へも委譲されるという傾向である。「社会の国有化」「国家の社会化」と表現さ れるこうした事態は、国家と社会の分離を取り崩してゆく。1873年の大不況以 来、自由貿易から保護貿易へ政策転換がなされる。市場の寡占化が始まり、ま た大企業のコンツェルン化や直接の協定によるかたちで,財貨市場の競争は制 限されてゆく。自由放任体制の終焉は、自由主義時代の自動調整機能への信仰 が失われたことを意味する。不完全競争と従属価格の下では社会的権力は特定 私人の手に集中してゆくものであるから、もはや市民社会が権力的に中立な圏 であるという自由主義モデルの外観は失われる。「社会が単なる強制体系であ ることがみえすいてくるにつれて、強力な国家を求める声が切実になる」 [SdÖ, S.228/p.200]。「こうして政治的参加の可能性が形式的に容認された ことにもとづいて、貧窮化した社会層も、また彼らの脅威を感じた階級も、そ れぞれ経済領域における機会均等―そういうものがかつて存在していたとして― の侵害に対して政治的補償を要求する勢力をかちとろうと努めた。利害の私性 化を成立させる条件そのものが組織された利害集団間の闘争へ引き入られるや いなや [それぞれ傍点は引用者], 公共性から私的利害の圧迫を解除すること は挫折したのである」[SdO, S.230/p.201]。労働組合とその利害を代弁する 社会主義政党、そして企業者が組織的に対立する時代に突入したのである。 「19世紀末以来みられる私圏への国家の干渉は、いまや政治参加をみとめられ た広汎な大衆が、経済的敵対関係を政治的衝突へ移し替えることに成功するに至ったことをうかがわせる。すなわち干渉政策は、経済的弱者の利害に応ずる一方で、他方ではそれの抑止にも奉仕することになるのである。それが双方の集団的な私的利害のどちらに奉仕しているのかを個々の場合について明確に判別することは必ずしも容易ではない」[SdO, S.230/p.202]。国家はいまや、警察・司法、租税政策、外交政策といった伝統的秩序維持機能に加え、新たに経済的弱者集団への補償の機能、さらには経済循環の総体を統制し均衡を維持する経済的計画機能を担うようになる。集中化過程はこの大規模な政策を可能とする前提条件である。国家による公共サービスの政策も含め、政策を決定する私的利害は、集団的に組織されているのである。

こうした私生活圏への公的干渉の結果,公的領域/私的領域の中間に新たに「再政治化された社会圏」が形成されてくる。個人契約にみられる形式的な契約の平等に代って,団体協約一企業団体と労働組合との賃金契約一が法的に保証されることによって,労働者および消費者は保護される。しかしこれは,反対当事者の私有財産権の制限であり,契約の自由の制限にほかならない。契約が図式化・標準化されることは,本来の私法が公法的に性格替えすることを意味する。政治的公共性が勝ち獲った基本権は,ここで制限へと転化する。私的な圏の自律は失われてゆく。同時に国家の公的行政は私法的な企業や施設,半官的団体へ委譲されるため,逆に公法は私法化する。

こうして、分離していた国家と社会が相互に浸透しあうが、その結果として生じるのは、私生活圏の中心であった親密圏が周辺に追いやられるという事態である。社会的再生産と労働の領域は、もはや完全な私的自律には委ねられない。大企業は福利厚生によって従業員や労働者の身分保障を引き受け、彼らはその心理的調節下におかれる。「家族財産が個人労働による賃金所得や俸給取得者の所得へ縮小されるという今日の状況に典型的な傾向は、危急時の自給や老年期の自活の可能性をも家庭から奪うものである」。「大幅に取り崩された家族の財産基盤の社会政策的保障は、物質的な所得補給の範囲をこえて、機能的生活補助にまで及ぶのである。すなわち家族は、資本形成の機能を失うとともに、次第に養育と教育、保護と補導の基本的な伝統と導きの機能をも失うようになる。つまり家庭は、市民的家庭では私生活の内奥と見做された領域における振る舞いを躾る機能をも失ってゆく」[SdÖ, S.243-4/p.211]。この、行政

と経済が親密圏の内奥に侵入し、家族と教育における主導権を握っていくというハーバーマスの説明が、『コミュニケイション的行為の理論』の法制化(Verrechtlichung)の議論、「生活世界の植民地化」の議論を先取りするものであることは間違いない。

この、いわば親密圏そのものが機能変化を遂げるという事態は、次なる論点、マスメディアによる大衆操作の問題の論理的前提をなす。ハーバーマスの目論見は、言うまでもなく政治的公共圏が解体した事実を論証することにあるが、ここで、文芸的公共性成立の過程で「人間」としての市民が親密圏を背景として成立したことを強調する論理が、生きてくるのである。

家庭が担う機能とは、もはや「所得とレジャーの消費者」および「公的な補 償と生活補助の受給者」という役割にすぎない。家族が経済的任務の負担から 解除されるとともに、「人格的内面化の力も失われた」。家族はもはや教育機能 や保護的機能を担うものではない。これに対し、逆に公共性そのものが擬似的 大家族として親密性の相貌を帯びてくる。公衆の論議もこの「再封建化」の犠 性になる。討論形式は影をひそめ、「読書する公衆 | に代って登場するのは、 マスメディアに支配され「内面」を喪失した大衆である。再びかつてのように、 論議は消費へ転化し,「公共的コミュニケーションの連関は「……」 孤立化さ れた受容行為へと崩壊してゆく」。そして「[資本主義的財産の基盤からの親 密圏の〕解離は,新しい依存関係をも生み出したのである。私人の自律は今で は私有財産の処分権の中に本源的に基礎を持つものではなくなり、私生活の公 共的身分保障から派生した自律として実現されるべきものになってしまった」 [SdO, S.249-50/p.217]。文芸雑誌・新聞に代り、人物本位の興味に彩られた グラビア広告誌・大衆商業紙が登場する。その他面で,対話は成人教育の一部 門として公式的に組織される。討論そのものも「公開座談会」という入念に仕 組まれた消費財となる。かつて親密な往復書簡は、公衆の連帯する主観性を培 養し、批判的論議の能力を高めることができたが、現代のマスメディアは反論 の機会を奪い、公衆を単なる受容者へと貶めてゆく。

こうした事態につけいるのが、公権力の機関と癒着した政党である。文化消費は政治宣伝に利用される。「政治的重要さをもつ権力行使と権力均衡の過程は、民間の管理部門、団体、政党と公的管理当局との間で直接に行われる。公衆自身はこの権力循環の過程の中へ散発的に、それも事後承認のために引き入

れられるにすぎない | [SdÖ, S.268-9/p.232]。これが、消費文化の中に政治 的公共性が解消されてゆく過程である。「公的領域と私的領域の統合とともに、 かつて国家と社会を媒介していた公共性は解体した。この媒介機能は公衆の手 を離れ、たとえば団体のように私生活圏の中から形成され、あるいは政党のよ うに公共性の中から形成され、今や国家装置との共働の中で部内的に権力行使 と権力均衡を運営する諸機関の手中に渡ってゆく「傍点は引用者」|「SdÖ, S. 270/p.233]。それらの広報活動は積極的にマスメディアを利用し,大衆の意 識操作を開始する。組織された私的利害は、示威行動をもって相互に対峙する。 大衆の役割はといえば、拍手喝采と人気投票のために動員されるだけである。 ラジオ、映画、テレビという電子メディアは、幾つかの国では国家の統制下に 置かれる。また通信社には官営的ステイタスが与えられ、報道が画一化される。 仮にそれらが民間の手にある場合でも、商業化と集中化は、批判的機能を危険 に晒す。一方報道は私的広告と融合し、その商業的意図を隠蔽し「世論」の形 成に介入する。こうした新しい公共性は、かつての代表具現的公共性を模倣し て(「再封建化!!)、新しい権威者やシンボルを用いて世論に働きかける。官 僚や政党も、広報による意見操作を次第に導入する。これらの一連の分析は、 明らかにナチズムやスターリニズムという時代経験を意識したものであろう。 しかし、それを社会国家的状況下の問題として一括するところに、左右の(当 時としては東西の)イデオロギー対立から均等に距離をとるハーバーマスの戦 略がうかがえる。ここでハーバーマスは「手の込んだ意見造成事業によって作 り出された合意には、そもそも合理的であるという規準が欠けている」「SdO、 S.292/p.263] と言う。では何が「合理性」の規準を備えているのか。 言うま でもなく、この論理は「コミュニケーション的合理性」であり、これが道具的 理性の支配に近代を一面的に還元する思考に対する批判の萌芽なのである。

以上,福祉国家的干渉とマスメディアによる広報の発達という二つの事柄の帰結が,大衆民主主義を,すなわち政治的公共性の弱体化という事態を生み出すのである。様々な実質的な協定や合意が,議会の手続きを経ずに,すなわち制度化された政治的公共性を排除して組織された私的集団(政党,民間団体等)の間で成立する。議会の立場は弱められ,その外部で妥協による取り引きが行われる。「広報活動の狙いは,妥協材料そのものを公共的論議のテーマにすることなしに,人物としての自己の威信を強化することにある」[SdÖ, S.299/

p.268]。そもそも選挙とは、理念的には継続的な討論の最終行為であったはずだが、政治的無関心層をいかに効果的に臨時にのみ動員するかが、選挙の焦点となる。議員の側も大衆政党にあっては、所属する政党あるいは院内派閥の命令的委任に屈従する。議会はその地位を下げ、それに代って政党の地位が格上げされるのである。議会はもはや批判と審議の機関ではなく、政党の意志を示威する機関であり、人気投票とショーの要素が色濃くなる。

#### 4. 構造転換の不可避的進展—『公共性の構造転換』④

こうした民主主義に対する絶望の表明ともいえる事態の中で、ハーバーマスは、将来に向けたいかなる実践的政治プログラムを用意しているのだろうか。 以下、二点のみ挙げておこう。

彼の主張は、第一に、政党、有力なマスメディア、公共団体などすべての機関の内部運営にも、公開の原則を推し進めること一特に財務手段の出所と使途を閲覧可能にすること一にある。「[公共性の理念は]今では、それぞれの内部構造と国家との交渉および相互間の交渉とにおいて、それ自身も公共性を守るべき競合的諸組織の相互の統御の下で、社会的な政治的な勢力行使を一もちろん組織化された私的利害の多元性によって限定された範囲内においてであるが一理性化していくという形でしか実現されなくなったのである。そしてこのような理性化の進展との関係においてのみ、[……] やがてまた新しい政治的公共性が [……] 形成されうるのである」[SdÖ、S.311-2/p.278]。ここに表現されているのは、組織化された利害団体間の妥協というかたちでの合意の形成をやむなしと見る態度ともとれる。が、むしろ積極的に解釈するならば、それは妥協を公開性を媒介に討論へと止揚してゆく志向である。批判的公開性の要請、これが『公共性の構造転換』が基調とする立場であり、逆にこの公開性に反する主張を反動として退けている。

これと関連して問題になるのは、そもそも政治的公共性を生み出した自由主義イデオロギーをどう評価するか、という点である。ハーバーマスは『公共性の構造転換』の中で、自由主義イデオロギーを「ぼろくず」として却下するが、彼が救い出そうとする政治的公共性の側は、このイデオロギーといわば相互依存的関係に立っていたはずである。政治的公共性を再生させるプログラムが、もはや自由主義イデオロギーの復活なしに達成されるとすれば、それはいかな

る法的・制度的基盤を必要とするのだろうか。しかしハーバーマスは、同じ 『公共性の構造転換』においてすでに、福祉国家的制度それ自体を自由主義国 家の延長線上にあるもの.. すなわち両者の連続性を主張しているのである。 「それ「=自由主義的法治国家の福祉国家的転形」は、連続性を基調とするの であって、自由主義的な伝統からの断絶によって性格付けられる転形ではない。 「……」社会福祉国家はまさに自由主義国家の法的伝統を継承して、社会的諸 関係の計画的設計へ進むことを迫られているのである。なぜなら、自由主義国 家も、国家および社会の全体的法秩序を確立しようとしたのだからである。国 家が次第にみずから社会的秩序の担い手の地位にのぼってくると、国家は自由 主義的基本権の禁止命令規定にとどまらず、福祉国家的介入において『正義』 をいかに実現すべきかについて、積極的指示を確保せざるをえなくなる。[……] 形式的な保障の代わりに実質的な保障が登場して、これが利害妥協のための 『配分の正義』を綱領的に示すものでなければならない|「SdÖ、S.328-9/p. 294]。ここで正義と名付けられている様々な問題も、先に述べた様々な基本権 と同様、歴史的には〈基本権〉という形で成果を結実する。自由主義が推進し た基本権獲得への流れの延長上に、こうした事態があると考えて良いだろう。 「転換」によって必要とされる新しい「社会的基本権」は、政治制度と社会的 報酬への「機会均等」な参加を国家が積極的に保障するというものである。政 治制度への参加権については、ハーバーマス自身の主張では、例えばこれまで の抑制的な保障としての報道の自由が、大新聞以外の個々の私人の「機会均等」 を妨げるものであり、国家の積極的保障を必要とするという主張に対して、肯 定的であるように読み取れる(1)。しかし社会的報酬の平等に関して言えば、 実質的な平等を積極的に保障することこそが、同時に干渉政策の本質であった はずであり、それはそもそも禁止命令的基本権に相対立するものであったはず である。すなわち,これこそが大衆を社会的保障の単なる受容者に貶めるもの であり、利害対立を集団間の妥協に転化させるものである。これを再び批判的 公衆の手中に取り戻せるのか、この点に関するハーバーマスの(自由主義国家 および福祉国家に対する)評価は決して明らかではない(2)。

『公共性の構造転換』の論理構造のうちには、市民社会が本源的にもつ自律への意志が結実したものとしての基本権が、逆に権力へと転化するという逆説がひそかに織り込まれている。これこそが、我々がのちに「法制化」の問題と

して扱うものと同一である。以上を確認した上で、これらの問題がハーバーマスのその後の著作の中でどのように展開されてゆくかを見てゆくことにしよう。

#### 5. 行政と科学の共犯関係―『イデオロギーとしての技術と科学』

『公共性の構造転換』で明らかにされた、福祉国家状況における国家と社会の交錯という問題は、続く著作『理論と実践(Theorie und Praxis)』(1963)においても、若干ではあるが触れられている。さらに1968年の『イデオロギーとしての技術と科学(Technik und Wissenschaft als >Ideologie<)』に収められた同名論文では、この問題に新たな視角が付け加えられる。ハーバーマスは『公共性の構造転換』で、広報政策の問題との連関で、官僚制という専門家支配の問題も批判の視野に入れていた。この専門家支配が〈科学者〉あるいは〈科学〉と密接な関係を結び、それが権力支配をより不透明にしてゆく、という認識が『イデオロギー……』の基本的趣旨である。背景にあるのは核兵器の脅威、そして環境と健康の問題であろう。

同論文でハーバーマスは、「19世紀の最後の四半世紀以来」の発展傾向とし て、「1. 国家の干渉活動の増大」とともに「研究と技術の相互依存関係の増 大 | を挙げる。今日、技術と科学は支配を正当化するものであるという。国家 の市場への干渉は、「技術的課題の解決」として処理され、そうであるが故に 公開の討論が排除される。そこで、「技術の科学化」という発展が始まる。科 学の発展はもはや散発的なものではなく、体制が用いる技術として発展するの である。国家の委託研究によって、技術は体制へとフィードバックする。そこ では、「資本利用の私的形式と、忠誠を確保する社会的補償の分配方式は、正 面から議論されることはない。ここでは、科学と技術のあたかも自律的な進歩 が独立変数として見え、最も重要なシステムの個々の変数、すなわち経済成長 は、事実上、科学技術の進歩に依存することになる。こうして、一見すると、 社会システムの発展が科学技術の進歩の論理に規定されているかのような情景 があらわれてくる。つまり、この進歩に内在する法則から物理的強制が生みだ され、機能的要求に応ずる政治はその強制に従わざるをえないようにみえるの だ。だが、この仮象が実際固定したものになると、技術や科学の役割を宣伝の 材料として示せば,なぜ近代社会では実践的な問題に関する民主的な意志形成 -過程がその機能を失い、行政官がしつらえたいくつかの管理方式のどれを選ぶ かを国民投票で決定するというやりかたにとって代られ〈ざるをえない〉か、その理由を説明し、正当化することができる」[TWI, S.80-1/p.78]。これに対し、「技術的な処理能力を、行動し討議する市民の合意のもとにとりもどす」にはどうしたらよいのだろうか。『イデオロギー……』では、専門言語がもつ障壁が挙げられており、それは決して容易な問題ではない。「公開」の原則を掲げる政治的公共性がこれに接近する手段が制度化される必要があるが、これについては、1981年に、ハーバーマスはインタヴューに答えて専門家支配の問題に触れ、「科学を中立地帯におくべきだ」との主張をしている [ "合理性" , p.64]。

さらに『イデオロギー……』では、1968年という時期を背景として、学生の抵抗運動に対するハーバーマスの評価が示されている。全体のトーンとしては否定的であるが、論文の締めくくりとして、「長い目で見れば、学生・生徒の抗議は、このもろくなった業績イデオロギー [=業績競争、地位競争など]を持続的に破壊し、それとともに、もともと壊れやすいが、大衆の脱政治化によって護られた、後期資本制の正当化の基盤を倒壊させることが出来るだろう」「TWI、S103/p.100]と述べているのは、注目に値する。

『イデオロギー……』の重要な点は他にも幾つか挙げられる。〈道具的理性〉の問題、〈労働〉と〈相互行為〉の区別、そして〈後期資本制〉や〈生活世界〉というタームが用いられるようになるのも、同論文である。しかし最も重要と思われるのは、同論文が、ヘルベルト・マルクーゼを批判するという体裁をとりつつも、実際にはマルクスへの批判を、あるいはマルクス主義との決別を鮮明にする意図が見える点である。『理論と実践』においても同じ観点は若干触れられていたが、ここでははっきりと、福祉国家的状況では、体制を転覆させる程の階級対立が成立しないことが明らかにされている。国家と経済との交錯の下、もはや政治は単なる上部構造ではない。

福祉国家的状況の問題が次に本格的に扱われるのは、1971年の『後期資本主義における正当化の問題(Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus)』である。大著『コミュニケイション的行為の理論』の前奏をなすこの著作で、ハーバーマスは彼の用いる理論言語を大幅に変更する。その多くは『コミュニケイション的行為の理論』を先取りしたものであるから、ここでその概念構成の深部に分け入ることはしない。さしあたり、N・ルーマンとの論争と、C・

オッフェの多大な影響が見受けられることだけを指摘しておこう。簡単に『後期資本主義……』の要点をまとめておこう。経済システムの機能不全に対し、その調整にあたる行政システムは個別的利害から出る相互に矛盾した要請を両立させる決定を下すことが出来ない。この「合理性の危機」は、行政的決定事項が大衆の忠誠を調達するのに有効ではないという意味での「正当化の危機」を呼び寄せる。さらにこの危機は伝統の力が衰えた社会文化システムにおける「動機づけの危機」をも引き起こす。社会統合のレベル、生活世界のレベルで「危機」が語られるようになるのである。なお、1971年にズールカンプ社から出版された『理論と実践』の新版の巻頭に書き加えられた「理論と実践を媒介する試みにおける若干の難点」においても、「重大な結果を招く実践的諸問題を脱政治化した公共性から閉め出しておくことがいよいよ困難になり、[……]そのために今日では正当化の慢性的欠乏感が発生している」[TuP, S.12-3/p.568] とのまとめがある。

#### 6. 法制化問題の定式化一『コミュニケイション的行為の理論』

1981年にハーバーマスの主著『コミュニケイション的行為の理論』がようやく刊行される。以下では、『公共性の構造転換』にはじまる彼の実践的政治的意識にここで何が付け加えられたのか、あるいはそれを定式化する上で何が変更されたのかを、明らかにしてゆこう。

『コミュニケイション的行為の理論』の基本図式は、システム(経済システムと行政システム)と生活世界の分化、そして「システムによる生活世界の植民地化」というテーゼである。前者(分化)は、『公共性の構造転換』における〈国家と社会の分離〉と同一の事態を指す。両者の間に再び「植民地化」という病理的なかたちで交渉が生じるという事態を、ハーバーマスは「法制化(Verrechtlichung)」という新たな用語を導入することで説明する。彼によれば、「物化(Verdinglichung)」という古典的問題も法制化に随伴する結果として説明される。

ハーバーマスは、福祉国家に至るプロセスを四つの段階の法制化の連鎖として説明する。第一段階(=絶対主義段階)では、公法と私法とがそれぞれ規範化され、貨幣と権力の両媒体が制度化されることによって、二つのシステムが分化する基礎が生まれる。第二段階・第三段階のプロセスは、生活世界が市場

と絶対主義から開放される過程である。第二段階(=19世紀ドイツの法治国家)では、憲法の規範化が遂行され、市民の私法秩序が支配装置とリンクさせられる。この段階は、行政が法の支配下におかれることも意味している。私人の生命・自由・財産は、法治国家の理念のもと憲法のうちに規範化され、支配秩序に組み込まれる。第三段階(=フランス革命以降の民主主義的法治国家)が意味するのは、自由の理念を憲法のかたちで実現することである。国家権力は民主化され、市民は公民として参政権を与えられる。また、普通選挙権と結社の自由の承認によって、正当化の認証過程が法制化される。

第四段階が、これまでの福祉国家/後期資本制に対応した「社会的・民主主 義的法治国家 | である。その性格はもはや詳論するまでもないが、注目すべき は、ハーバーマスが「社会国家は「……」「それ以前の二つの段階における] 自由保証の法制化の延長線上にある」[TkH, S.530/p.365] と述べている点 である。しかし彼は、こう付け加えることも忘れない。「国家による社会政策 には当初から、自由の保証と自由の剥奪というアンビバレンツが付着していた。 資本と賃労働の関係にとって構成的な最初の法制化推進の動きの場合は、そう であった「=第一段階]。「……」ところが、「国家によって張りめぐらされた 保障の〕網の目がきめ細かくなればなるほど、別種のアンビバレンツがあらわ になってきた。これまでのところ最後にあたるこの第四の法制化推進の動きが もたらす否定的な結果は、副作用として起こったものではなく、実は法制化の 構造そのものから生じたものなのである。つまり自由を保証するはずの手段そ のものが受益者の自由を脅かすことになった」「TkH, S.530/p.365]。 ここで 明らかとなったのは、『公共性の構造転換』のなかで描かれた福祉国家段階に おける否定的な結末が、全て法制化という一本の流れのうちに位置づけられる ということである。

しかし、こうした理論構成をとることには問題もあろう。法制化という中性的な概念は、ここに至って歴史の不可逆的な進展という歴史哲学的な色彩を与えられてしまうことになりかねない。『公共性の構造転換』が鮮やかに描いて見せた歴史実証的な原因究明の作業はここで姿を消し、かつてかすかに見え隠れしていた〈基本権追求が権力に転化する〉というパラドクスのみが一面化されることによって、ハーバーマスの理論は一マックス・ウェーバー的な!一運命論的悲観主義に姿を変える。歴史の不可逆性の表明が意味するのは、もはや

回復すべき理想を過去の実在には求められないということである。学問の方向性としてはありうる途であるのかもしれないが、同時に歴史が神秘化されることによって、失われた政治的公共性回復の試みは宙に浮いてしまう。

さて、ハーバーマスが同書の中で法制化の否定的結末として新たに挙げる例が、学校教育法と家族法の問題である。彼にとって生活世界の核となるはずの家族と学校が、〈植民地化〉の危険に晒されているということである。こうした視角はそれなりに新しいものとして評価できる一方、読者を戸惑わせるものでもある。本論文が(仮説的に)追求してきた政治的公共性の再興という目標を、家族や学校という・生活世界の中に基礎づけられるであろうか。過去においても、これらは直接に政治的公共性の場であったわけではない。さすれば、抵抗の拠点とすべき制度的保証を、この〈生活世界〉概念の中に読み取ることは出来なくなるのである。これは、しばしば指摘される〈システム〉と〈生活世界〉という二分法における後者の側(あるいは「理想的発話状況」!)のユートピア性の問題とも重なる。我々は規範の根拠を何らかの実在のうちに見出さなければならない。しかし、『公共性の構造転換』の若きハーバーマスが過去の実在のうちに描いた政治的実践の理想は、少なくとも『コミュニケイション的行為の理論』がもつ理論書としての性格の前に、位置を失ってしまうのである。

### 7. 残された問題と展望― "Zivilgesellschaft" と "Assoziation" へ

本論文は、あくまで『公共性の構造転換』の基本的モチーフがその後のハーバーマスの著作の中でどのように生かされていったかという点のみに絞って、彼の政治的実践の方向性を探ってきた。そこで明らかになったのは、既に『公共性の構造転換』のうちに萌芽的に表れていた〈法制化〉という歴史観が、理論がもつ実践的性格の射程をも規定しているという問題である。しかしこれをもって、彼の討議倫理学の理論の有効な可能性、つまりそこから公共性再興へと至る途が存在しうることをも否定するものではない。ここでは、その可能性を探る上でなお検討されねばならない残された問題を、本論文が課題とした諸著作の問題設定の範囲内で列挙しておこう。

第一点。彼の公共性概念には、その定義のうちにはじめから「公権力」に対立しこれを「批判するもの」という役割が与えられているが、その範型は、ギ

リシアのポリスにおける奴隷経済に支えられた政治秩序であり、それをある意味では継承したブルジョア社会である。すなわち、一既に指摘したように一そこには有産者/家長による妻子あるいは非自立者への排除の論理が見える。批判の背後には同一性の暴力が存在するのである。これが、ハーバーマス自身が過去に規範を求められない一つの理由なのであろう。しかし、より重要なのは彼の構想する討議形式の倫理学が、どこまでこの排除されたものを内部化できるのかという点である。『公共性の構造転換』の1990年の新版への序文には、「女性の排除の問題」がかつて視野の外にあったことに対する自己批判とも読める内容がある。しかしそれでもなお、この点には懐疑的にならざるをえないのである。

第二点は、福祉国家状況をめぐる現状認識の問題に関してである。ハーバーマスが指摘する様々な法的規制は、自由を妨げる側面だけでなく、社会全体のパイを増加させることによってそれぞれの配分を増大させるというテロスをも持っているはずである。それは、競争原理に参画できない社会成員をゼロにするという目標にまで辿り着く。そこで批判されるべきは、「規制」というよりはむしろ「成長」というイデオロギーそのものであり、かつ競争原理の貫徹による逆説的な自由の剥奪の問題であろう。「逆説的な」と述べるのは、競争の成員にとっては競争は自由な目的選択の結果であって主観的には少なくとも「不自由」でないのが、別のパースペクティヴからは、まさにその目的選択自体が「主体化=従属化」(フーコー)の結果であるという問題である。これは、主体化された個人が、もはや批判的公共性の担い手たり得ないという問題とも連関している。このパラドクスにハーバーマスはどう答えるであろうか。

第三点目は、一第一点目と関連するが一「批判」そのものが孕む問題性である。批判は、常に自己批判を媒介とした弁証法的運動でなければならないはずである。受容的・消費者的となってしまった「大衆」をもう一度自己批判の俎上へと引きずり出すものは何なのだろうか。『公共性の構造転換』でハーバーマスは、政治的支配を理性化するために、合意が必要であり、「さもなくば圧力と対抗圧力との力関係は [……] 一時的な勢力分布に支えられた不安定な利害均衡を生み出すにすぎない」 [SdÖ、S.340/p.303-4] と述べている。すでに彼は『理論と実践』 (1971年新版)において「いかなる発言行為にも了解というテロスが宿っている」 [TuP、S.24/p.587] と述べているが、これに対する

ルーマンの「合意のあとに何が来るのか」という疑問は正当である。ハーバーマスも示唆するとおり、討論には本来終わりが無く、多数決原理は時間という制約のもとでの次善の策でしかない。そこで合意の達成をテロスとすることは、逆に自己批判を介した討論の阻害要因となるのではないだろうか。

政治的公共性をめぐるハーバーマスの議論は、『コミュニケイション的行為の理論』をもって終わるわけではない。1985年の『近代の哲学的ディスクルス(Der philosophische Diskurs der Moderne)』の第十二章「近代の規範的内容」でもこの問題は取り上げられるし、1992年の『事実性と妥当(Faktizität und Geltung)』の第八章「市民性と政治的公共性について」において、もう一度本格的に主題化される。次に課題となるのは、これらの著作におけるハーバーマスの思索を跡付けることである。残念ながら本論文でそこまで論を展開することはできないが、それは、『コミュニケイション的行為の理論』以降の政治状況の変化、特に新保守主義の台頭と、冷戦の終結を視野に収めなければならないからである。既に1981年のインタヴュー("合理性")で既に新保守主義の問題は、彼にとっての新たな論敵として現れている。

こうした事情に対し、ハーバーマス自身が期待を託す対象も変化してゆく。『コミュニケイション的行為の理論』においてハーバーマスは、様々な新しい抵抗運動を肯定的に取り上げている。『公共性の構造転換』の新版序文では新しく "Zivilgesellschaft" なる概念が登場し、そこでは "Assoziation" が中核をなすという。これらの概念をめぐるハーバーマスの戦略はいかなる方向に進んでゆくのか。彼の理論は、いまだ彫琢の途上にある。

#### 註

- (1) 『公共性の構造転換』に続く著作、『理論と実践』では、福祉国家状況における「基本的人権の民主主義的拡充」が肯定的に説明される。そこで興味深いのは、基本的人権を指針とする政治実践において社会科学が果たす役割も高く評価されている点である [TuP. S.123-4/p.120-1]。
- (2) 『公共性の構造転換』でハーバーマスは、恩師アーベントロートに倣い「国家社会」への展望を見出しているのかもしれない。しかし、1990年新版への序文でアーベントロートと袂を分かつことを明確にしている以上、その間に一その内容は明確ではないが一ハーバーマス自身の思想的変化があったことは間違いない。

#### 参考文献

- ハーバーマスの著作は以下の略号をもって表記し,原著と邦訳のページ数を併 記することとする。
- Strukturwandel der Öffentlichkeit, Neuaufl. Suhrkamp 1990. (細谷貞雄 訳『公共性の構造転換(第二版)』未来社,一九九四年)(=SdÖ)
- Theorie und Praxis, Suhrkamp 1971. (細谷貞雄訳『理論と実践(改訂版)』 未来社,一九七五年)(=TuP)
- Technik und Wissenschaft als >Ideologie<, Suhrkamp 1968. (長谷川宏 訳『イデオロギーとしての技術と科学』紀伊國屋書店, 一九七○年)(= TWI)
- Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus, Suhrkamp 1973. (細谷貞雄 訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店, 一九七九年)
- Theorie des kommunikativen Handelns, Suhrkamp 1981. (河上倫逸他訳『コミュニケイション的行為の理論 下』未来社,一九八五-八七年)(=TkH)
- 「《インタヴュー》合理性の行方一教育改革・新保守主義・生活世界一」,『思想』No.696, 岩波書店, 一九八二年六月(= "合理性")
- Kleine Politische Schriften I-IV, Suhrkamp 1981. (三島憲一訳「近代一未完成のプロジェクト」(部分訳),『思想』No.696,岩波書店,一九八二年六月)
- Der philosophische Diskurs der Moderne, Suhrkamp 1985. (三島憲一他訳 『近代の哲学的ディスクルス』(I, II) 岩波書店, 一九九〇年)
- Die Neue Unübersichtlichkeit, Kleine politische Schriften V, Suhrkamp 1985. (河上倫逸監訳『新たなる不透明性』松籟社, 一九九五年)
- 河上倫逸・M・フーブリヒト編『[ハーバーマス・シンポジウム] 法制化とコ ミュニケイション的行為』未来社,一九八七年
- Faktizität und Geltung, Beiträge zur Diskurstheorie des Rechtes und des demokratischen Rechtsstaats, Suhrkamp 1992.
- 藤原保信•三島憲一•木前利秋編著『ハーバーマスと現代』新評論,一九八七年 谷喬夫『現代ドイツの政治思想―ナチズムの影』新評論,一九九五年

吉田傑俊・尾関周二・渡辺憲正編『ハーバマスを読む』大月書店,一九九五年 小林一穂他著『人間再生の社会理論』 創風社,一九九六年